平成21年9月1日

平成22年度予算概算要求の概要

- ○平成22年度予算雇用均等・児童家庭局概算要求の概要【P1】
- ○平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要【P11】
- ○平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要【P13】
- ○平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要【P16】
- ○平成22年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要【P18】
- ○平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要【P22】
- ○平成22年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要【P28】

平成22年度予算 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20~22年度)や、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

- ◇ 地域における次世代育成支援対策の推進
 - 1 地域における子育て支援の推進
 - 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
 - 3 母子家庭等自立支援対策の推進
 - 4 母子保健医療の充実
 - 5 出産等に係る経済的負担の軽減
- ◇ 仕事と家庭の両立支援仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

〇概算要求額の状況

	2 1 年度 予算額	22年度 概算要求額	差 引 増△減額	伸び率
局 合 計	9,815億円	10,336億円	5 2 1 億円	5. 3%
一般会計	9,105億円	9,448億円	343億円	3. 8%
特別会計	711億円	888億円	177億円	25. 0%
年金特別会計 児童手当勘定 うち児童育成事業費	560億円	741億円	181億円	32. 3%
労働保険特別会計 労災勘定 雇用勘定	1 5 1億円 8億円 1 4 3億円	1 4 7 億円 8 億円 1 4 0 億円	▲3億円 ▲0.2億円 ▲3億円	▲2. 3% ▲2. 9% ▲2. 3%

[※] 端数処理の関係上、数値の合計等が一致しないものがある。

(参考) 平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (平成21年7月1日閣議了解)(抜粋)

年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が 確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域における子育て支援の推進

《685, 475百万円→719, 284百万円》

(1)すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の推進

62, 091百万円 44, 000百万円

〇地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 (次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止予防強化を推進し、地域の子育て支援の充実を図る。

【対象となる主な事業】

・子育て支援ネットワーク事業(新規)

子育て支援に関する情報提供や相談援助が適切に受けられる環境を整備するため、 地域住民参加型の情報ネットワーク(携帯サイト)を構築するための取組を支援する。

・子どもを守る地域ネットワークの機能強化(一部新規)

「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化を図るため、コーディネーター等の専門性強化を図るための取組を支援するとともに、新たにネットワーク関係機関の情報の共有化を図るなどの取組を支援する。

・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業(新規)

保育サービスの充実強化を図るため、地域事情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

•子どもの事故防止予防強化事業(新規)

子どもの事故防止、予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。

ファミリー・サポート・センター事業

子育で中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、 ひとり親家庭への利用支援など多様なニーズへの対応を図る。

・乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報 提供や養育環境等の把握を行う。

• 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童の一時的な養育・ 保護を行う。

• 延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

〇子育て支援拠点の充実

11, 188百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。 (7,100 か所→7,700 か所)

〇一時預かり事業(地域密着型)の充実

470百万円

NPO等の多様な運営主体による地域密着型の一時預かり事業について、身近な場所への設置を促進する。

〇中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

123百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保 されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

423,834百万円

371, 286百万円

〇保育所受入れ児童数の増

·民間保育所運営費

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20~22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

また、栄養士、看護師の協力を得て、食育の推進や感染症予防等に係る取組を行った場合に事業費加算を行う等、保育の質の向上を図る。

○多様な保育サービスの提供

60,818百万円

家庭的保育事業や一時預かり事業など保育サービスの多様な提供手段の拡充を図る。 また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた 保育サービスを提供する。

〇安心こども基金

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)により「安心こども基金」を創設し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や、新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

(3)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

28, 103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続き、ソフト 面及びハード面での支援措置を図る。(24,153 か所→27,793 か所)

(4)児童手当国庫負担金

249, 256百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92,624百万円→96,235百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

90, 420百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。(次世代育成支援対策交付金44,000百万円の内数)

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど 児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

84, 957百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するほか、自立及び就業支援の一助となる免許等(普通自動車運転免許等)を取得するための経費を創設する。

(2)配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

5.816百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《169. 335百万円→172. 210百万円》

(1)母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3,738百万円

〇自立のための就業支援等の推進

3,651百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う高等技能訓練促進費等事業や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応 や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立 の支援を図る。

(2)自立を促進するための経済的支援

168. 472百万円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付け(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

4 母子保健医療の充実

《19.301百万円→23.187百万円》

(1)不妊治療等への支援

8, 168百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金) 8,168 百万円の内数)

(2) 小児の慢性疾患等への支援

14.732百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実・強化

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援

《9, 969百万円→9, 973百万円》 5, 014百万円

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進

34百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

458百万円

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(4)事業所内保育施設に対する支援の推進

3,902百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、中小企業に対する設置費助成率を 引き上げる措置を継続して実施する。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進

565百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

<u>1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進</u> 《853百万円→860百万円》

(1)職場における男女雇用機会均等の推進

504百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2)ポジティブ・アクションの取組の推進

336百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3)女性に対する起業支援

20百万円

起業に向け取り組む女性に対する「e-ラーニングサービス」の提供や、起業に必要な人的ネットワークの構築支援、相談業務を実施する。

2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《1,622百万円→1,522百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名)による相談・援助や助成金(40万円~60万円(大企業30万円~50万円)の支給等により、事業主の取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→274万円》

(1)短時間正社員制度の導入・定着の促進

211百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目~10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(2)良好な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅 就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事 の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算(厚生労働省分)】

22年度概算要求額 1兆5,676億円(21年度予算額 1兆3,922億円)

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、 国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20~22年度)や、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

1. 地域における子育て支援の推進

7,193億円

Oすべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の推進

621億円

- ・地域の特性や創意工夫を生かした子育で支援事業の推進、子育で支援に関する情報ネットワークの基盤構築、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情等に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止の予防強化、地域の子育で支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- **〇新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実**

4, 238億円

- ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の拡充などの多様な 保育サービスの提供
- 〇総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

281億円

- 「放課後子どもプラン」の着実な推進
- ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- O児童手当国庫負担金

2. 493億円

<u>2.児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実</u>

962億円

O虐待を受けた子ども等への支援の強化

904億円

・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進

1, 722億円

〇母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3 7 億円

- ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 〇自立を促進するための経済的支援

1,685億円

4.母子保健医療の充実

232億円

〇不妊治療等への支援

8 2 億円

・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援

〇小児の慢性疾患等への支援

147億円

・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減

185億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置を継続し、 妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立支援

100億円

・改正育児・介護休業法の円滑な施行や育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの 対応の強化

<u> 7.安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備</u>

24億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成21年度予算) 405.857百万円 → (平成22年度概算要求)

新待機児童ゼロ作戦に基づく待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大、家庭 的保育事業や一時預かり事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの推進を図 る。

1 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

(1) 民間保育所運営費

362,576 百万円

- ・新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20~22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充。
- ・年度途中入所児童について、当該年度4月初日時点の年齢による単価を適用し、 クラス編成の実態との整合性を図る
- ・栄養士の協力を得て、低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合の食育推進加算 の創設
- ・看護師の協力を得て、児童の保護者に対する感染症予防等の児童の健康面での相談や保育士等の職員に対して講習会を行う場合の健康管理加算の創設

(2) 待機児童解消促進等事業費

3.681 百万円

- 家庭的保育事業
- · 認可化移行促進事業
- ·保育所分園推進事業 等

(3)保育環境改善等事業

253 百万円

保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育サービスの提供等

(1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)

44,000 百万円

- · 延長保育促進事業
 - 通勤時間の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する 延長保育を推進する。
- · 家庭支援推進保育事業
- ・へき地保育所費
- ・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業【新規】

保育サービスの充実強化を図るため、市町村において現状把握や地域の実情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

(2) 家庭的保育事業(再掲)

3,520 百万円

新待機児童ゼロ作戦に基づき多様な保育ニーズに応えるため、平成22年4月に施行する改正児童福祉法に位置づけられた家庭的保育事業を推進する。

利用児童数 5.000人 → 10.000人

(3) 一時預かり等事業

4.280 百万円

保護者の疾病や災害等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援である一時預かり及び保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

- ・一時預かり事業(保育所型) 7,610 か所 → 9,258 か所
- 一時預かり事業(地域密着型) 126 か所 → 258 か所
- ・特定保育事業 1,890 か所 → 1,890 か所

(4) 休日・夜間保育事業

843 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、 認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休 日・夜間保育事業を推進する。

1,310か所 → 1,413 か所

(5) 病児・病後児保育事業

3.653 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う病児・病後児保育事業を推進する。

1.500か所 → 1.936 か所

(6) 地域子育て支援拠点事業

11,188 百万円

地域における子育で支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。また、「ひろば型」又は「センター型」へ移行していない「センター型のうち小規模型指定施設」については、引き続き移行を目指しつつ、一定の条件を検討のうえ平成22年度においても事業実施の経過措置を延長することとする。

7,100 か所 → 7,700か所

(7) その他の保育サービスの充実

7.209 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)において、各都道府県に設置された「安心こども基金」(総額2,500億円)により、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援等を実施することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図っているところである。

平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要

厚生労働省雇用均等 • 児童家庭局育成環境課

(平成21年度予算額)

(平成22年度概算要求額)

291, 756百万円 → 294, 930百万円

1. 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

28, 103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、 引き続き、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費(ソフト事業)

23,316百万円

- 放課後児童健全育成事業費
 - ・か 所 数 24,153か所 → 27,793か所
- (2) 放課後児童クラブ整備費等(ハード事業)

4, 618百万円

- 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】
 - ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の 増を図る。

か所数 394か所 → 428か所

- 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】
 - ・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設(学校の余裕教室等)を 改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修を促進する。
 - ・ 設備費について、既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とする。

(参 考)

- ・ 平成20年度第2次補正予算に計上された「安心こども基金(1,000億円)」に、小学校等の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を計上
- ・ 平成21年度補正予算に計上された「安心こども基金(1,500億円)」に、放 課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援、放課後児 童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援及び放課後児童指導員の資質向 上を図るための支援等に要する経費を計上(地域子育て創生事業)

(3) 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)との連携促進 169百万円

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、指導者(員)研修を実施する。

2. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進

〇 児童館、児童センターの整備

9 1 0 百万円

・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、 児童センターの整備を促進する。

3. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実

(1) 地域における子育て支援拠点の拡充

11. 188百万円

・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子 育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への 設置を促進する。

7,100 か所 → 7,700 か所

(2) 民間児童厚生施設等の活動の推進

1, 247百万円

- ① 児童館、児童センター等の活動の推進
 - 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。
- ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進
 - ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を 活用した事業を実施する。
- (3)地域における児童健全育成の体制づくりの推進(新規事業) 50百万円
 - ・ 児童館が中心となり、地域の様々な指導者及び関係機関との連携・協力体制を築き、子どもを健やかに育む体制づくりを支援する。

(4) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援

180百万円

・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子・高齢者との交流活動、 子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主 的グループへの支援を行う。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

123百万円

・ すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会い・ふれあう機会が確保 されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

(6) 子どもの健全育成、次世代育成支援等に資する特色のある取組への支援 900百万円

・ 各都道府県、市町村における子どもの健全育成や次世代育成支援等に資する先 駆的な事業や全国的に新たな事業展開が期待できる取組等について、単年度を原 則として支援【定額10/10相当補助】する。

4. 児童手当国庫負担金

249, 256百万円

〇 児童手当の内容(現行どおり)

支給対象:小学校修了までの児童(12歳に到達後の最初の年度末まで)

支給月額: 0歳から3歳未満 一律 10,000円

3歳~小学校修了まで 第1子、第2子 5,000円

第3子以降 10,000円

平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求) 19,784百万円 → 24,205百万円

|1 総合的な母子保健医療対策の充実

8. 168百万円

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

(1)子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(2) 妊産婦ケアセンター運営事業の実施

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する「妊産婦ケアセンター」に対して運営費の一部を補助する。

(3) 不妊治療に対する支援

体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成する(1回あたり15万円を年2回まで)とともに、不妊専門相談センター事業を実施する。

|2 小児慢性特定疾患対策の推進|

11.464百万円

小児がんなどを対象とする小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

3 未熟児養育医療等

3, 323百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。また、 特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必 要な学習用品・日用品を支給する。

4 研究事業の充実 (成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (仮称))

1,018百万円

少子化の流れを変えるための次世代育成支援施策を効果的な推進を図るため、「子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会」の基盤づくりを支援するための研究を実施する。

5 子どもの事故防止予防強化事業(新規)

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)44、000百万円の内数

子どもの事故防止、予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。

6 乳幼児身体発育調査の実施

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、新たに我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、乳幼児身体発育調査を 実施する。

平成22年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室

(平成21年度当初予算) (平成22年度概算要求) 17,045百万円 → 18,448百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

- (1) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の推進 【次世代育成支援対策交付金】
 - 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報 提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の普及・推進を図る。

(2)養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育 士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の 普及・推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

○ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進する。

(4)子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○ 育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に 養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図 る。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

○ すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保 されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

○ 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラム を開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

(1)子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能 強化【一部新規】【次世代育成支援対策交付金】

○ 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講などの取組を支援するとともに、インターネット会議システムの導入などによりネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

○ 一時保護所等の体制強化 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】 在宅ケースへの支援の強化を図るとともに、学習指導の強化やトラブルへの 対応等のため、一時保護所における教員・警察官○B等の配置を推進する。

○ 一時保護所の環境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】 一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を 推進する。

(3) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(4) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待·DV対策等総合支援事業】

○ 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援 センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を進める。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実(社会的養護体制の拡充)

(1) 家族再統合に向けた取組の強化

○ 虐待等により親子分離がなされたケースの家族再統合の強化を図るとともに、 児童相談所の保護者指導を受託するなど地域において家族支援を担う民間団体 の育成を図る。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待·DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充 乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充を図る。

○ 児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

「安心こども基金」を活用した社会的養護体制の拡充(平成21年度補正予算)

○ 退所者等の就業支援

児童養護施設の退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○ 生活向上のための環境改善

児童養護施設や一時保護所の生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。

○ 職員の研修

児童養護施設等の施設職員や児童相談に携わる職員等の資質向上のため、 各種研修会への参加促進等を図る。

平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等 • 児童家庭局家庭福祉課

(平成21年度予算額) (平成22年度概算要求額) 264,745百万円 → 270,430百万円

1. 社会的養護体制の拡充 82.221百万円→84.957百万円

(児童入所施設措置費(82,205百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支 援事業(2,751百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

〇小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、 職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的 な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

〇里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里 親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

〇自立応援(支援)費の創設(新規)

児童養護施設等へ措置されている子どもの自立及び就業支援の一助とし て、普通自動車運転免許等の取得に係る費用の一部を支弁する。

〇家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を 行うため、非常勤の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー) の配置の拡充を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、 児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院に おいて配置の拡充を図る。

〇児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の充実

〇地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供 や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援す る地域生活・自立支援事業(モデル事業)を引き続き実施する。

〇児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭 支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進 する。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、 親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難 となることがないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施す る。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(5,033百万円)の内数)

「安心こども基金」を活用した社会的養護の拡充(平成21年度補正予算)

〇児童養護施設の退所者等の就業支援

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい 職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

〇児童養護施設等の生活向上のための環境改善

老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、 児童相談体制の整備等を図るとともに、ファミリーホーム、自立援助ホーム、地 域小規模児童養護施設等の新規設置を推進する。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために参加する研修を推進する。

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

174, 306百万円→178, 022百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

9.550百万円

〇母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立 支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の 向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

〇高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇ひとり親家庭対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設

994百万円

(職業安定局予算に計上)

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業 事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への 転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励 金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進 する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

〇職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の 実施 (職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援 事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の 分も含む)

〇託児サービスを付加した委託訓練の推進

8 1 8 百万円

(職業能力開発局予算に計上)

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

〇母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

147百万円

(職業能力開発局予算に計上)

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育 訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併 せて託児サービスを提供する。

〇マザーズハローワーク事業の拡充

2. 474百万円

(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○養育費相談支援センター事業

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 168,472百万円

〇児童扶養手当

162.881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される 家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手 当を支給し、児童福祉の増進を図る。

〇母子寡婦福祉貸付金

5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経 済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際 に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資 金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

3. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4. 904百万円→5. 816百万円

○配偶者からの暴力被害者等への相談、援助等の支援の実施

婦人相談所や婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童のケア を行う指導員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

○人身取引被害者支援体制強化のための婦人保護施設の機能の充実(新規)

婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者) の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費 を支弁し、人身取引被害者支援体制の強化を図る。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

平成22年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省 雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求) 174,306百万円 → 178,022百万円

| 1 子育て・生活支援、就業支援、養育費確保策等の推進|

9,024百万円 → 9,550百万円

(1) 就業支援策の推進

「福祉から雇用へ」推進5か年計画を踏まえ、可能な限り就業による自立と生活の 向上が図られるよう福祉・雇用の両面にわたる支援を行うことにより、地域における 母子家庭の母等の就業・自立支援策の充実を図る。

〇母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、 就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就 業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

〇母子家庭自立支援給付金事業

・高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

· 自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座 修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇ひとり親家庭等対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

〇有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設

994百万円

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進する。

(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む) (職業安定局予算に計上)

〇母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

・職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施 母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教 育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職 業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業能力開発局予算に計上)

・託児サービスを付加した委託訓練の推進

8 1 8 百万円

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子ども の保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供す る。(職業能力開発局予算に計上)

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

147百万円

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

・準備講習付き職業訓練の実施

807百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

〇マザーズハローワーク事業の拡充

2. 474百万円

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。(職業安定局予算に計上)

〇在宅就業の支援

15百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、専門的知識やノウハウが必要とされる企業からの受注及び再発注のあっせんを行う事業等について支援を行う。

(2) 養育費確保策の推進

〇養育費相談支援センター事業

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応 や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の 自立の支援を図る。

〇母子家庭等就業·自立支援事業 (再掲)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。

また、平成22年度においては、養育費専門相談員による家庭裁判所等への同行支援を実施する。(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

(3) 子育て・生活支援策の推進

〇母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、 保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援 事業やその子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の 生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。

また、平成22年度においては、父子家庭をはじめとしたひとり親家庭に対する 育児や家事等に係る相談支援体制の強化充実を図る。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

(次世代育成支援対策交付金(44,000百万円)の内数)

〇身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないよう、身元保証人を確保するための事業を推進する。 (児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

〇母子生活支援施設における支援

特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要である ことから、母子指導員を加配する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

• 夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から施設における夜間警備体制を強化する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

母子生活支援施設の保育機能強化加算

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを 受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

•被虐待児受入加算

虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要であることから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

|2 自立を促進するための経済的支援 166,502百万円 → 168,472百万円

(1) 児童扶養手当

162,881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

(2) 母子寡婦福祉貸付金

5, 591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援 を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額のの引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

※ 平成21年度補正予算により行った、貸付利率の引下げ、貸し付け条件(連帯保証人要件の緩和等)の見直し等について、平成22年度においても引き続き実施。